

2012年2月15日 NO. 29

# 憲法違反の「職員アンケート」は 直ちに中止を！

思想・良心の自由を侵害し、不当労働行為になるアンケート調査に、全国から怒りの声があがっています。

弁護士・大学教授などの法曹関係者や多くの労働組合、市民団体などから内心の自由を侵す憲法違反であり、労働組合活動にも不当に介入するものだとの意見が広がっています。

私たちにも全国から激励の声が寄せられています。

## 野村特別顧問も「憲法に抵触する恐れもある」(朝日新聞)と発言

大阪市当局は、アンケートは「憲法違反でない」と説明し、橋下市長の「業務命令」で強制し、回答しない職員等には処分もありえることを職員に周知してきました。

しかし、2月14日の朝日新聞の報道では、実施責任者である特別顧問の野村修也教授(中央大学)は、「人事権をにぎる橋下市長が調査をすれば、憲法に抵触する恐れもある」「市長に見せるつもりもない。調査を終えればデータは抹消する」と発言しています。

今回の調査は、市長が「業務命令」で職員に回答を強制しており、野村特別顧問の認識で言うならば「憲法に抵触する」ことは明白です。

また、野村顧問がデータを抹消し市長には見せない

というのなら、橋下市長が「処分の対象となりうる」と書面で述べる根拠がなくなります。

総務局にこの点を質すと、総務局も新聞報道を受けて問い合わせしている最中だとの回答です。

憲法違反の重大な問題のあるアンケート調査の内実が改めて問われる状況です。

市労組は疑問と矛盾だらけで、憲法違反のアンケートは即時中止することも市側に求めています。



(2月14日に緊急申し入れを行う)

## 教育委員会議で結論持ち越し

14日に開催された教育委員会議でも委員から「問題あり」との意見が出され結論が持ち越される状況が生まれています。

## 全大阪労働組合総連合・ 大阪自治体労働組合総連合が緊急の申し入れ

大阪労連  
川辺議長

民間の社長でもこのような職務に關係のない思想調査は行うことは出来ない。

また、労働組合の活動内容や加入の有無なども調査に含まれており、民間では、不当労働行為にあたる。橋下市長が何でも民間に合わせると言っているのなら、このような憲法違反の調査は中止するべきだ。

「業務命令」で回答しない職員には処分をすると脅すことはもってのほかだ。

大阪自治労連  
前田執行委員長

憲法や地方公務員法に照らし合わせても違反する内容だ。

憲法で保障された内心の自由を侵すものだ。地方公務員法でも職員の政治活動や選挙活動も例外規定はあるが認められている。何故、法で認められているもので調査する必要があるのか。アンケートを作成した特別顧問の野村教授でさえ本日の新聞報道では、「憲法に抵触する恐れがある」と発言しており、大きな問題だと考えている。即中止することを求める。

橋下市長も公務員であり、首長として法を守る立場にあることは当然だ。市長の行動に対し、法を守るよう進言するのが市の幹部の役割ではないか。大阪府では橋下知事に対し進言した骨のある幹部が多かった。そうした役割を是非発揮してほしい。

## 地方公務員もひとりの国民です

憲法で、思想良心の自由や表現の自由、  
政治活動の自由が保障されています。

- 地方公務員の政治的行為は、行政の公正な運営のために、地方公務員法36条によって例外的に制限が加えられています。逆に言えば、地公法36条によって規制されている政治的行為以外の政治活動については、地方公務員であっても、他の国民と同じく完全に保障されています。
- また、組合活動は、地方公務員も労働者であり、憲法上、労働基本権が保障されています。  
ただ、地公法37条が団体行動権を制限し、地公法55条が団体交渉権について一部制限しています。逆に言えば、これらの制限されているもの以外の労働組合活動は、地方公務員であっても、民間の労働者と同じく完全に保障されています。ただ、勤務時間内の組

合活動に関しては、地公法35条の職務専念義務に抵触する場合には制限されます。

- 今回のアンケートは、「不適切と思われる政治活動、組合活動」を調査するとしていますが、問題とされるべきは、「不適切」かどうかではなく、「違法（地公法の規制に抵触する）」かどうかです。この点をあいまいにした「調査」は、そもそも地方公務員には政治活動・組合活動の自由が無いことを印象づけ、職員には抑圧を市民には誤解を与えるものになっています。



## 憲法21条に違反するアンケート

アンケートの質問項目、Q7「特定の政治家を応援する活動に参加したかどうか・どのように誘われたか」、Q8「職場の関係者から特定の政治家に投票するよう要請されたかどうか」、Q9「『紹介カード』の配布を受けたか否か、記入返却したか否か、返却した

理由」などの質問は、それ自体、何ら禁止される行為にあたらぬことを質問しています。これを強制的に回答させる行為は憲法21条の表現の自由に反するものです。

### 地方公務員の 選挙活動・政治活動は

憲法の国民主権の原理に直結した国民の重要な権利であり、憲法が保障する表現の自由（21条）の根幹をなすものです。地方公務員にも当然これは保障されています。

ただ、地方公務員法36条は、この保障の例外として、地方公務員の政治的団体の結成への関与等の禁止（同条1項）と、特定の政治的目的を有する特定の政治的行為の禁止（同条2項）を定めています。

**第1項**の禁止行為のうち「政党など政治的団体」の「結成への関与」とは、政治団体の発起人となり、代表者となったりすること、単に団体の構成員になったり、政治団体の会合に出席するなどの行為は禁止されていません。また、「構成員になることの勧誘運動」とは、「不特定多数の者を対象として、組織的・計画的に決意をさせるよう促す行為」を指すのであり、限定された友人に入党を勧めることや、個々の政治団体への入会を依頼することは禁止の対象ではありません。

**第2項**は、「投票勧誘運動」（同項1号）、「署名運動の企画・主催」（同項2号）、「寄付金募集」（同項3号）、「文書又は図画の庁舎への掲示」（同項4号）を規制しています。ただ、これらの行為であっても、行政の公正な運営を本質的に阻害する場合に限って制限されると、限定的に解釈されています。例えば、「投票勧誘運動」については、組織的・計画的、又は継続的に勧誘する場合に限って規制され、そうではない個人的な投票勧誘については規制の対象ではありません。このように、地公法36条は極めて限定された行為を禁止しているだけであり、その以外の政治活動は自由に行うことができます。

自治体職員も労働者であり、憲法で保障された団結権によって労働組合に参加する権利を持っています。  
私たちは、日本国憲法や労働法・地方公務員法に照らして当然のとりくみをすすめています。